

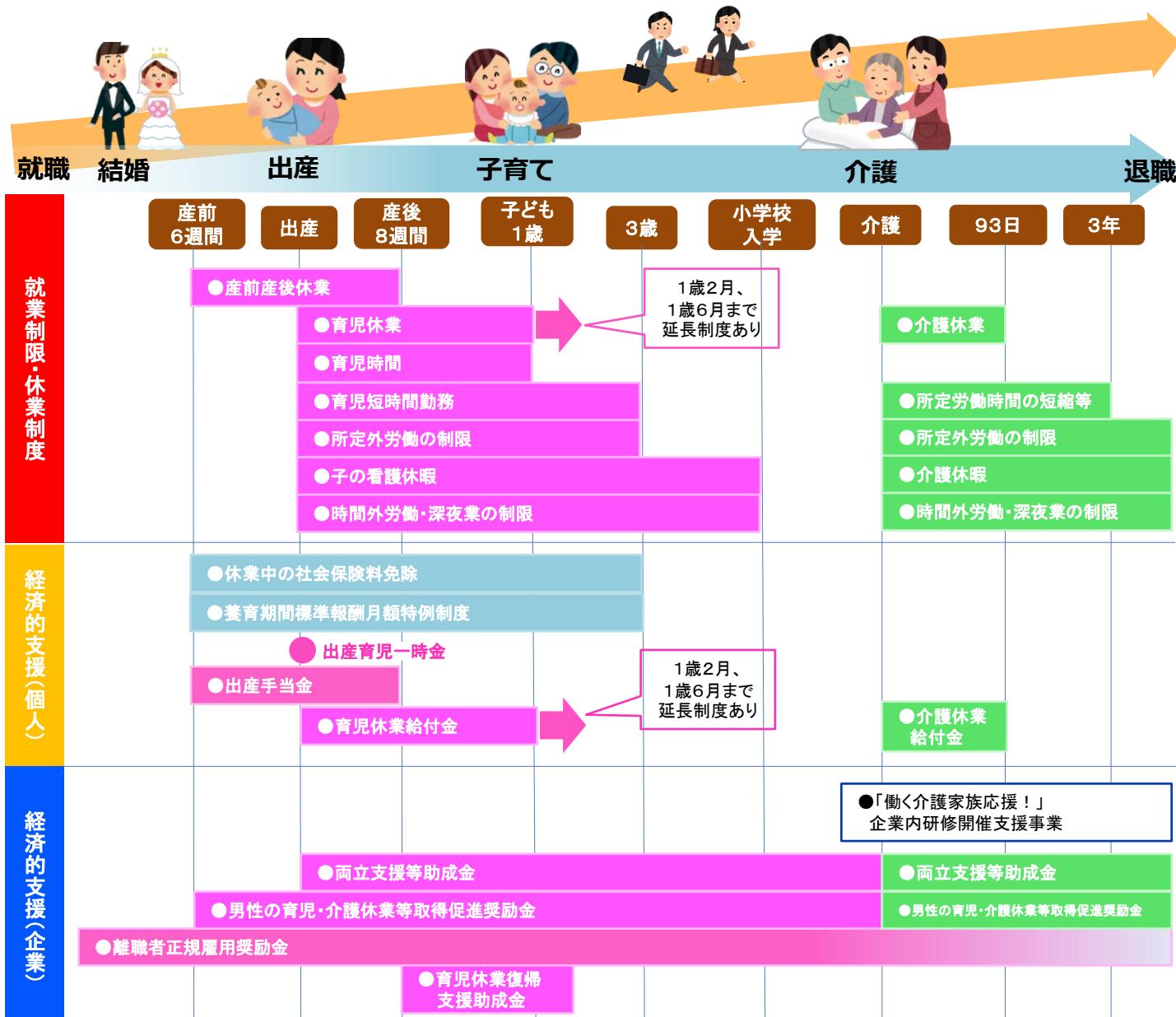
イクボス・ファミボス ~実践手引書~

労働力不足や人材不足等が大きな課題となっている中で、従業員の皆さんのが子育てや介護を理由に離職してしまうとすれば、企業にとって大きな損失です。

子育て王国とつとりで大きく広がりを見せる「イクボス」の取組を深化させ、子育てのみならず介護と仕事を両立できる職場づくりを担うリーダー「ファミボス」として、人を育み企業の活力アップに取り組んでみませんか？

勤労者のライフステージに応じた支援制度

～取組を進める上での参考にしてください～



イクボス・ファミボス普及推進委員会

(H29.7作成)

従業員の育児や介護などに応じて利用することができる制度

＜就業制限・休業制度＞

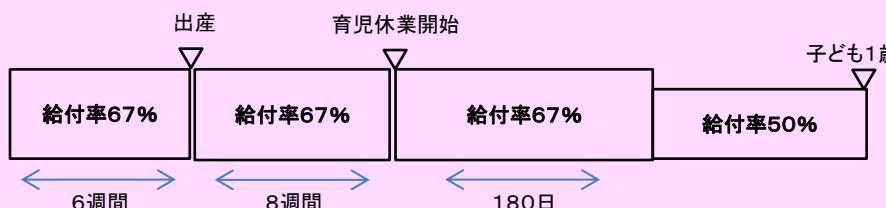
以下の表では、育児介護休業法の定める基準を記載していますが、各事業所ごとにこれを上回る基準を設けることも可能です。

| 育児 | 介護 |
|---|--|
| <p>1 産前休業 〔対象：出産予定日まで6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の女性〕 請求があった場合、事業主は就業させてはなりません。</p> <p>2 産後休業 〔対象：出産の翌日から8週間を経過しない女性〕 請求いかんに関わらず、事業主は就業させてはなりません。 (※6週間経過後は、本人の請求があり医師が支障ない と認めた業務に限り可能。)</p> | |
| <p>3 育児休業 〔対象：1歳に満たない子どもを養育する男性・女性〕 事業主は労働者の申出により、子どもが1歳に達するまでの労働者が希望する期間、取得させなければなりません。</p> <p>●パパ・ママ育休プラス 父母ともに育児休業を取得する場合は、子どもが1歳2か月に達するまでの間、それぞれ1年間（出生日、産後休業期間含む）まで取得できます。</p> <p>●育児休業の延長 父母いずれかが育児休業中で子が1歳以降保育所に入所できない場合や、配偶者の死亡・負傷・疾病等の事情で、子の養育が困難となった場合は、子が1年6か月に達するまで延長することが可能です。</p> | <p>4 介護休業 〔対象：要介護状態にある家族を介護する者〕 事業主は労働者の申出により、要介護状態にある対象家族1人につき、通算して93日の範囲（3回まで分割可）で取得させなければなりません。</p> |
| <p>5 育児時間 〔対象：1歳未満の子を養育する女性〕 請求があった場合、事業主は1日2回、30分以上の育児時間を与えなければなりません。</p> | |
| <p>6 育児短時間勤務 〔対象：3歳未満の子を養育する男性・女性〕 事業主は、1日の所定労働時間を原則6時間とする短時間勤務制度を設ける義務があります。 ※短時間勤務制度を利用することが困難な業務に従事する労働者については、次のいずれかの措置を講じる必要があります。 ・育児休業に関する制度に準じる措置 ・フレックスタイム制度 ・始業・終業時刻の繰り上げ、繰り下げ ・事業所内保育施設の設置・運営等</p> | <p>7 所定労働時間の短縮等の措置 〔対象：要介護状態にある家族を介護する者〕 事業主は、利用開始から3年以上の間で次のいずれかを2回以上利用できる措置を講じる義務があります。 ・所定労働時間を短縮する制度 ・フレックスタイム制度 ・始業・終業時刻の繰り上げ、繰り下げ ・介護サービス費用の助成等制度</p> |
| <p>8 所定外労働の制限 〔対象：3歳未満の子を養育する男性・女性〕 申出があった場合、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはなりません。</p> | <p>9 所定外労働の制限 〔対象：要介護状態にある家族を介護する者〕 申出があった場合、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはなりません。</p> |
| <p>10 子の看護休暇 〔対象：小学校就学前の子を養育する男性・女性〕 申出があった場合、事業主は1年に5日（対象となる子どもが2名以上の場合は10日）、子どもの看護、予防接種・健康診断のための休暇を取得させなくてはいけません。 (休暇は1日単位・半日単位で取得可)</p> | <p>11 介護休暇 〔対象：要介護状態にある家族を介護する者〕 申出があった場合、事業主は1年に5日（対象家族が2名以上の場合は10日）、介護等を行うための休暇を取得させなくてはいけません。 (休暇は1日単位・半日単位で取得可)</p> |
| <p>12 時間外労働・深夜業の制限 〔対象：小学校就学前の子を養育する男性・女性〕 申出があった場合、事業主は1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働や深夜労働（午後10時～午前5時）をさせてはなりません。</p> | <p>13 時間外労働・深夜業の制限 〔対象：要介護状態にある家族を介護する者〕 申出があった場合、事業主は1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働や深夜労働（午後10時～午前5時）をさせてはなりません。</p> |

<経済的支援制度（個人）>

育児

- 1 出産育児一時金** …子ども一人を出産した場合42万円支給
- 2 出産手当金** …産前産後休業を取得した場合に支給
(支給額は直近1年間の平均標準報酬日額の67%、給与がある場合は差額支給)
- 3 育児休業給付金** …育児休業を取得した場合に支給
(支給額は休業開始時賃金日額の67%、181日以降は50%
給与がある場合は減額支給)



介護

- 4 介護休業給付金** 介護休業を取得した場合に支給
(支給額は休業開始時賃金日額の67%、給与がある場合は減額支給)



<経済的支援制度（企業）>

育児

1両立支援等助成金

- ①出生時両立支援コース：男性が育児休業を取得しやすい職場風土づくりの取組を行い、男性に一定期間の連続した育児休業を取得させた事業主に支給します。

| | 中小企業 | 中小企業以外 |
|----------|----------|---------|
| 取組・育休1人目 | 57万円 | 28. 5万円 |
| 育休2人目以降 | 14. 25万円 | |

- ③育児休業等支援コース（育休取得時・職場復帰時）：「育休復帰プラン」を作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた中小企業事業主に支給します。

| | |
|-------|---------|
| 育休取得時 | 28. 5万円 |
| 職場復帰時 | 28. 5万円 |

- ④育児休業等支援コース（代替要員確保時）：育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。

| | |
|--------------------|----------|
| 支給対象労働者1人当たり | 47. 5万円 |
| 支給対象労働者が有期契約労働者の場合 | 9. 5万円加算 |

- ⑤再雇用者評価待遇コース：妊娠、出産、育児を理由として退職した者が、就業が可能となったときに復職でき、適切に評価され、配置・待遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給します。

| | 中小企業 | 中小企業以外 |
|----------|---------|---------|
| 再雇用1人目 | 38万円 | 28. 5万円 |
| 再雇用2～5人目 | 28. 5万円 | 19万円 |

※両立支援等助成金については、生産性要件を満たす場合は支給額が加算されます。

2 雇用均等指導員

育児・介護休業規程整備や、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定や認定に関する相談やセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止対策の取組の相談を無料で行っています。

介護

1両立支援等助成金

- ②介護離職防止支援コース：仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った事業主に支給します。

| | 中小企業 | 中小企業以外 |
|---------|---------|--------|
| 介護休業の利用 | 57万円 | 38万円 |
| 介護制度の利用 | 28. 5万円 | 19万円 |

- ⑤再雇用者評価待遇コース：介護を理由として退職した者が、就業が可能となったときに復職でき、適切に評価され、配置・待遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給します。

| | 中小企業 | 中小企業以外 |
|----------|---------|---------|
| 再雇用1人目 | 38万円 | 28. 5万円 |
| 再雇用2～5人目 | 28. 5万円 | 19万円 |

<経済的支援制度（企業）>

育児

介護

3 男性の育児・介護休業等取得促進奨励金

男性従業員に育児休業、育児参加休暇、育児のための短時間勤務を取得させた従業員数100人以下の事業主に奨励金10万円を支給します。

[奨励金支給の要件]

- ・**育児休業**: 連続する5日以上の育児休業を取得させ、職場復帰させたこと。
- ・**育児参加休暇**: 配偶者の産前産後休業期間に2日以上の特別休暇(有給)を取得させたこと。
- ・**短時間勤務**: 子の養育のため、6月以上の短時間勤務を取得させたこと。

4 離職者正規雇用奨励金

結婚・出産・育児等の理由により離職した女性を、正社員として新たに雇用した事業主に奨励金を支給します。
(支給額30万円)

5 育児休業復帰支援助成金

企業が育児休業をしている女性の代替要員として雇用了した者を、女性が育児休業から復帰した後も引き続き雇用する場合の経費の一部を助成します。

(月額上限10万円、最長3月)

6 就業規則整備支援コンサルタント派遣

育児・介護休業等に関する就業規則整備や職場環境づくりについて就業規則整備支援コンサルタント(社会保険労務士)を無料で派遣しアドバイスを実施します。

3 男性の育児・介護休業等取得促進奨励金

男性従業員に介護休業、介護休暇、介護のための短時間勤務を取得させた従業員数100人以下の事業主に奨励金10万円を支給します。

[奨励金支給の要件]

- ・**介護休業**: 連続する5日以上の介護休業を取得させ、職場復帰させたこと。
- ・**介護休暇**: 家族の介護等のため、2日以上の休暇(有給)を取得させたこと。
- ・**短時間勤務**: 家族の介護等のため、6月以上の短時間勤務を取得させたこと。

問合わせ先

| | |
|-----------------------------|---|
| 就業制限・休業制度 経済的支援制度(企業)1~2 | 鳥取労働局雇用環境・均等室 鳥取市富安2-89-9 (0857-29-1701) |
| 経済的支援制度(個人)3~4 | 最寄りのハローワークまでお問い合わせください。 |
| 経済的支援制度(個人)1~2 | 全国健康保険協会鳥取支部 鳥取市扇町58 (0857-25-0050) |
| 経済的支援制度(企業)3 | 鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課 鳥取市東町1-220 (0857-26-7148) |
| 経済的支援制度(企業)4~6 | 鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局女性活躍推進課 鳥取市東町1-220 (0857-26-7792) |
| 経済的支援制度(企業)7 | 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課 鳥取市東町1-220 (0857-26-7176) |

官民連携で女性活躍に総合的に取り組む推進主体「女星活躍とつり会議」は、平成29年6月に「イクボス・ファミボス普及推進委員会」を発足し、県内企業のイクボス・ファミボスの取組を推進しています。

思いやりで人を育み、企業の活力アップ！！

